

総合事業に関するQandA 修正一覧

修正日	掲載日	No	質問内容	回答	備考
H30.7.12	H30.1.24	10	介護予防通所介護の現行相当サービスと基準緩和通所サービスを同一の事業所で実施する場合に、機能訓練を取り入れたレクリエーションを現行相当サービスの利用者と一緒にやってよいか。	問題ない。しかし、介護職員については現行相当サービスと基準緩和サービスを兼務できないため、同一時間帯に一体的に実施している場合においては配置基準にご留意いただきたい。	
H30.7.12	H30.1.29	18	サービス併用表の要支援1で現行相当4回、基準緩和0回の場合1647単位と表記されているが、1512単位ではないか。要支援2も同様。	下記のとおり訂正します。	No18を削除
H30.8.16	H28.11.11	2	認定結果が出る前にサービス事業を利用した場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるが、この場合、同様のサービスを利用しても、単価は認定前の暫定利用分については、総合事業の単価で目割計算し、認定後の利用分については、介護給付の訪問介護通所介護と算定することになるのか	お見込みのとおり。 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ&A平成26年9月30日版第6問21	No36掲載によりNo2を削除
H30.12.5	H30.11.22	49	月の途中で介護予防訪問介護相当サービスから生活援助型訪問サービスに切り替えた場合、初回加算は算定できるか。 また、生活援助型訪問サービスから介護予防訪問介護相当サービスに切り替えた場合はどうか。	初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合に算定します。お尋ねの場合においては、新規に計画を作成しないため、算定できません。  お尋ねの場合においては、いずれのサービスも訪問型サービス(第一号訪問事業)にあたるため、初回加算は算定できません。	